

(第4号様式)

2019年度預保納付金支援事業実施状況報告書

自 2019年4月1日
至 2020年3月31日

公益財団法人 日本財団

日本財団では、助成金交付先の審査あたっては、外部委員会を設置し意見を求めたうえで、理事会で決定するというプロセスを取っており、透明性の確保を心掛けています。また以下のよ
うな審査の視点を定めており、募集要項等にも示しています。

- ①幅広い団体・分野に助成金の波及効果が期待できる事業、又は助成を行う社会的緊要性の高い事業であるか
- ②事業の継続性又は発展性等に着目し、必要かつ効果的な助成となる事業であるか
- ③現状の収支状況を踏まえ、事業に要する費用の見通し並びに今後の見通しが立てられているか
- ④継続して助成を行う場合には、前年度の活動実績又は複数年度にわたる事業計画の進捗状況、犯罪被害者等の実情を把握して犯罪被害者等支援事業に反映しているか等
- ⑤複数年度にわたる事業については、各年度における事業の目標が数値化されるなど明確であり、目標を実現させるための事業計画・資金計画が適正かつ合理的であるか等

なお、採択されなかった事例として、事業内容や事業計画に具体性が伴っていない場合、事業に要する費用の見通しがついていない場合などが挙げられます。

1. 預保納付金支援事業の実施状況

概要説明:

当財団は、2012年4月に預保納付金の担い手として選定され、2012年11月に預金保険機構と協定を締結するとともに、業務実施のための規則やスキームを整え、2013年度から奨学金貸与事業と助成金交付事業を開始した。

2016年3月17日に公表された「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」による報告書を受け、預保納付金支援事業の内容が見直され、奨学金事業においては、2017年4月より貸与制から給付制へ移行された。本年度も引き続き、奨学金の給付事業を実施し、新たな奨学生の決定者数は前年比約1割増となった。助成事業においては、犯罪被害者等早期援助団体を対象に、犯罪被害相談員の育成事業を継続助成し、各団体の支援体制を強化した。また、団体運営の自立に向けた財政基盤強化のため2団体においてモデル事業を継続した。広報啓発においては、SNSを利用した全国規模の事業に集約し、事業の効率化を図った。

これらにより、奨学金事業及び助成事業においては、募集・審査・決定・進捗管理の業務を滞りなく遂行することができ、預保納付金を犯罪被害者等の支援の充実のために支出した。

1. 外部委員会の開催

- (1) 第14回(2019年度第1回)外部委員会
 - 1) 開催日時: 2019年8月7日(水) 15:00~17:00

- 2) 開催場所: 日本財団ビル 2 階第 2 会議室
- 3) 決議事項:
第1号議案 2020 年度奨学金・助成金の募集要項について
- 4) 報告事項:
報告事項 1 2018 年度預保納付金支援事業の実施状況報告書について
報告事項 2 第 13 回外部委員会以降の奨学金給付者の決定および辞退について
- 5) 議事録:
別添1参照
- 6) 外部委員に関する事項(氏名・任期・現在の本務等):

氏名	現在の本務	任期(※)
安西 愈	弁護士	2015 年 5 月 1 日～ 2021 年 2 月 28 日
河野 栄子	株式会社リクルート 元会長	2015 年 5 月 1 日～ 2021 年 2 月 28 日
佐藤 大吾	一般財団法人ジャパングビング代表	2015 年 5 月 1 日～ 2021 年 2 月 28 日
椎橋 隆幸	中央大学名誉教授・弁護士	2015 年 5 月 1 日～ 2021 年 2 月 28 日
山本 秀也	産経新聞東京本社 編集委員兼論説委員	2015 年 5 月 1 日～ 2021 年 2 月 28 日

※任期は 2 年であり、2019 年 2 月 28 日に 5 名全員が任期を満了した。
2019 年 3 月に 5 名全員を再任した。

- (2) 第 15 回(2019 年度第 2 回)外部委員会
 - 1) 開催日時: 2020 年 2 月 4 日(火) 13:00～15:00
 - 2) 開催場所: 日本財団ビル 6 階理事会室
 - 3) 決議事項:
第1号議案 2020 年度助成金交付先の選定に関する件
 - 4) 報告事項
報告事項1 2019 年度奨学金給付者の決定および辞退について
 - 5) 議事録:
別添 2 参照
 - 6) 外部委員に関する事項(氏名・任期・現在の本務等):
(1) 6) と同上
- (3) 理事会
 - 1) 第 271 回理事会(2019 年 5 月 21 日開催)
奨学金給付事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第1項に基づき、理事会の議決を得た。
 - 2) 第 277 回理事会(2019 年 7 月 16 日開催)
奨学金給付事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に

係る事業規則第 22 条第1項に基づき、理事会の議決を得た。

3) 第 280 回理事会(2019 年 9 月 3 日開催)

2020 年度奨学金給付事業及び助成金交付事業の募集にあたり、預保納付金支援支出金にかかる事業規則第 9 条第1項に基づき、外部委員会(2019 年 8 月 7 日開催)で意見を受けた内容について、理事会の議決を得た。

4) 第 285 回理事会(2019 年 11 月 19 日開催)

奨学金給付事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第1項に基づき、理事会の議決を得た。

5) 第 291 回理事会(2020 年 2 月 25 日開催)

助成金交付事業において助成金の交付決定にあたり、預保納付金支出にかかる事業規則第 37 条第 2 項に基づき、外部委員会(2020 年 2 月 4 日開催)で意見を受けた内容について理事会の議決を得た。

奨学金給付事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第1項に基づき、理事会の議決を得た。

2. 奨学金給付事業

(1) 実施概要

・奨学金給付事業の目的

当奨学金は、生計を担っていた保護者(父または母など)が理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となった犯罪被害者等の子どもの教育機会を確保するとともに、事件を契機に社会から疎外感を感じることもある子どもを、社会全体で温かく支えることを目的に、高校、大学、大学院、短大、専修学校(専門課程・高等課程)、高等専門学校に在学しているか進学を予定している犯罪被害者の子弟を対象に、奨学金を給付する制度である。

・募集活動実績

募集チラシと募集要項・申請書を作成し、随時申請を郵送により受け付けた。
また、申請書類は当財団ホームページよりダウンロードできる。

・募集活動内容

募集チラシ及び申請書類を全国警察本部および警視庁 51 ヲ所、全国警察署 1,167 ヲ所、全国の市区町村 1,741 ヲ所、犯罪被害者支援センター48 ヲ所他へ配布し、募集活動を展開している。同時に、当財団ホームページ等に掲載をしている。

・申込件数・金額(高校・大学(各種学校)別)

当年度は、90 名から奨学金の申請があり、79 名に対して給付決定をし、奨学金を給付した。

	申請		決定		拠出	
	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)
大学院に在学する学生	1	850,000	1	850,000	1	850,000
大学・高等専門学校4年以上または専修学校専門課程に在学する学生	56	40,172,000	46	34,000,000	46	33,900,000
高等学校、高等専門学校3年以下または専門学校専門課程に在学する学生	33	7,835,000	32	7,257,000	32	7,257,000
合計	90	48,857,000	79	42,107,000	79	42,007,000

・継続奨学生(高校・大学(各種学校)別)

2016年度奨学生10名、2017年度奨学生39名、2018年度奨学生64名が継続を予定していたが、辞退・中止対象者が2017年度奨学生3名、2018年度奨学生1名発生したため、2016年度奨学生10名、2017年度奨学生36名、2018年度奨学生63名を当年度も奨学生とし、奨学金を給付した。

	2016年度継続拠出		2017年度継続拠出		2018年度継続拠出	
	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)
大学院に在学する学生	0	0	0	0	2	1,200,000
大学・高等専門学校4年以上または専修学校専門課程に在学する学生	10	5,850,000	22	13,200,000	34	20,400,000
高等学校、高等専門学校3年以下または専門学校専門課程に在学する学生	0	0	14	3,240,000	27	7,044,000
合計	10	5,850,000	36	16,440,000	63	28,644,000

(2) 給付実績

・実行

別添3を参照

・給付状況

奨学金決定の取り消し対象者・・・2名

3. 助成金交付事業

(1) 実施概要

・助成金交付事業の目的

犯罪被害者の視点に立った質の高い支援を実現するためには、犯罪被害者支援のノウハウが蓄積されている民間の犯罪被害者支援団体による迅速かつ柔軟で継続的な支援活動の提供が不可欠である。そのため、財政基盤が脆弱な犯罪被害者支援団体の資金調達力と、支援活動の充実と強化を図ること等を目的に、助成金を交付するものである。

・募集活動の実績(募集の方法)

1) 2020 年度募集

審査方針を策定したのち、募集要項を作成、当財団ホームページにおいて公開した。申請受付期間(2019年10月1日から2019年10月31日)を設け、申請書類は申請団体が当財団ホームページよりダウンロードする形をとり、申請はメールにて受け付けた。

・申込団体数、事業数、金額別

1) 2020 年度募集

	申請			決定		
	件数	団体数	金額(千円)	件数	団体数	金額(千円)
被害者支援センター	73	41	122,462	45	41	102,480
全国被害者支援ネットワーク	5	1	82,750	5	1	82,750
その他法人格あり	7	7	34,447	7	7	25,420
その他法人格なし	4	4	5,295	4	4	3,730
合計	89	53	244,954	61	53	214,380

(2) 助成実績

・助成先リスト

1) 2019 年度助成事業

No.	種別	団体名	事業名	助成金額 (円)
1	公社	被害者サポートセンターあいち	犯罪被害者支援に関わる資機材の整備	950,000 円
2			犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	3,530,000 円
3			犯罪被害者支援に関わる人材育成	510,000 円
4	公社	あおもり被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	1,300,000 円
5			犯罪被害者等早期支援団体の犯罪被害相談員の育成	1,450,000 円
6	公社	秋田被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	490,000 円
7			犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	390,000 円
8	公社	石川被害者サポートセンター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	210,000 円
9			犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	1,080,000 円
10			犯罪被害者支援に関わる直接支援活動の拡充	900,000 円
11	公社	いばらき被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	1,090,000 円
12			犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	1,940,000 円
13			犯罪被害者支援に関わる資機材整備	820,000 円

14	公社	いわて被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	240,000 円
15			犯罪被害者支援に関わる直接支援活動の拡充	350,000 円
16	公社	被害者支援センターえひめ	犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	2,200,000 円
17			犯罪被害者支援に関わる人材育成	600,000 円
18	公社	おうみ犯罪被害者支援センター	犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	1,700,000 円
19			犯罪被害者支援に関わる人材育成	1,470,000 円
20	公社	大分被害者支援センター	犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	2,750,000 円
21	認特	大阪被害者支援アドボカシーセンター	犯罪被害者支援に関わる直接支援活動の拡充	540,000 円
22			犯罪被害者支援に関わる人材育成	1,130,000 円
23			犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	1,360,000 円
24	公社	被害者サポートセンターおかやま	犯罪被害者支援に関わる人材育成	870,000 円
25	公社	沖縄被害者支援ゆいセンター	犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	2,470,000 円
26			犯罪被害者支援に関わる人材育成と直接支援活動の拡充	1,020,000 円
27	公社	かがわ被害者支援センター	犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	3,530,000 円
28			犯罪被害者支援に関わる人材育成	950,000 円
29	公社	かごしま犯罪被害者支援センター	犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	2,370,000 円
30			犯罪被害者支援に関わる人材育成	650,000 円

31	公社	神奈川被害者支援センター	犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	1,390,000 円
32			犯罪被害者支援に関わる人材育成	170,000 円
33	公社	紀の国被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成と直接支援活動の拡充	1,250,000 円
34			犯罪被害者支援団体の自立に向けた基盤づくり	1,800,000 円
35			犯罪被害者支援に関わる人材育成	890,000 円
36			犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	1,040,000 円
37	公社	ぎふ犯罪被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる直接支援活動の拡充	500,000 円
38			犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	1,660,000 円
39			犯罪被害者支援に関わる人材育成	690,000 円
40			犯罪被害者支援に関わる直接支援活動の拡充	760,000 円
41	公社	京都犯罪被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	730,000 円
42			犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	3,930,000 円
43	公社	くまもと被害者支援センター	熊本地震により縮小した財政再建	2,880,000 円
44			犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	3,160,000 円
45			犯罪被害者支援に関わる人材育成	740,000 円
46	公社	被害者支援センター -すてっぷぐんま	犯罪被害者支援に関わる人材育成	140,000 円
47			犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	5,320,000 円

48	公社	こうち被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	2,000,000 円
49			犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	1,140,000 円
50	公社	埼玉犯罪被害者援助センター	犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	7,020,000 円
51	認特	被害者支援ネットワーク佐賀VOISS	犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	1,560,000 円
52	認特	静岡犯罪被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	430,000 円
53	公社	島根被害者サポートセンター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	920,000 円
54			犯罪被害者支援に関わる直接支援活動の拡充	260,000 円
55	公社	徳島被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成と直接支援活動の充実	4,420,000 円
56	公社	とっとり被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	1,690,000 円
57	公社	被害者支援都民センター	犯罪被害者支援に関わる直接支援活動の拡充	2,310,000 円
58			犯罪被害者支援に関わる人材育成	7,930,000 円
59	公社	長崎犯罪被害者支援センター	犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	1,780,000 円
60	公社	長野犯罪被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	1,670,000 円
61			犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	1,290,000 円
62	公社	なら犯罪被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる直接支援活動の拡充	810,000 円
63			犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	2,350,000 円
64	公社	にいがた被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	1,270,000 円

65	公社	ひょうご被害者支援センター	犯罪被害者支援団体の自立に向けた基盤づくり	4,240,000 円
66			犯罪被害者支援に関わる人材育成	540,000 円
67			犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	2,520,000 円
68	公社	広島被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	4,600,000 円
69	公社	福井被害者支援センター	犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害者相談員の育成	810,000 円
70			犯罪被害者支援に関わる人材育成	550,000 円
71	公社	福岡犯罪被害者支援センター	犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	5,580,000 円
72			犯罪被害者支援に関わる直接支援活動の拡充	3,420,000 円
73			犯罪被害者支援に関わる人材育成	1,080,000 円
74	公社	ふくしま被害者支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成	680,000 円
75			犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	2,300,000 円
76	一社	北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター	犯罪被害者支援に関わる人材育成と直接支援活動の拡充	4,650,000 円
77	公社	みやぎ被害者支援センター	犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	2,080,000 円
78			犯罪被害者支援に関わる人材育成および直接支援活動の拡充	770,000 円
79			犯罪被害者支援に関わる資機材整備	1,000,000 円

80	公社	やまがた被害者支援センター	犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	1,440,000 円
81			犯罪被害者支援に関わる人材育成	1,590,000 円
82	公社	山口被害者支援センター	犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	7,840,000 円
83			犯罪被害者支援に関わる人材育成	710,000 円
84	公社	被害者支援センターやまなし	犯罪被害者支援に関わる人材育成	260,000 円
85			犯罪被害者等早期援助団体の犯罪被害相談員の育成	790,000 円
86	公社	全国被害者支援ネットワーク	犯罪被害者等に対する中央機関業務の充実	7,800,000 円
87			犯罪被害者等支援に関わる組織体制整備	5,630,000 円
88			犯罪被害者等電話サポートセンターの運営	31,440,000 円
89			犯罪被害者等支援に関わる人材育成	19,950,000 円
90			犯罪被害者等支援に関わる広報啓発	32,330,000 円
91	一社	しまね性暴力被害者支援センターさひめ	犯罪被害者等に対する直接的支援活動の普及と定着	580,000 円
92	特	レイプクライシスセンター-TSUBOMI	性犯罪被害者に対する支援活動の充実	5,130,000 円
93		少年犯罪被害当事者の会	少年犯罪被害者支援に関わる広報啓発	2,750,000 円
94	特	女性ネット SayaーSaya	DV 被害者支援活動の充実	4,970,000 円
95		いのちのミュージアム群馬実行委員会	犯罪被害者支援に関わる広報啓発	350,000 円

96		被害者が創る条例研究会	市町村における犯罪被害者等基本条例の普及	1,650,000 円
97	一財	ジャパングビング	犯罪被害者支援センターの自立に向けた財源戦略支援モデル	19,990,000 円
98	特	ゆいネット北海道	性犯罪被害者支援に関わる人材育成	1,370,000 円
99	特	犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす	犯罪被害者支援に関わる広報啓発および直接支援活動の充実	720,000 円
100	特	人身取引被害者サポートセンター ライトハウス	人身取引被害に関する法整備促進	8,540,000 円
101		link	女性犯罪被害者支援活動の充実	420,000 円
102	特	くまもと相談所	DV 被害者支援活動の充実	3,750,000 円
103	特	ウィメンズネット函館	性暴力被害者支援活動の促進および人材育成	600,000 円
104	特	ポルノ被害と性暴力を考える会	性的搾取等被害者相談支援の充実	3,390,000 円
105	一社	犯罪被害者の会・つなぐ会	犯罪被害者支援制度拡充への啓発	2,550,000 円
106	特	デート DV 防止全国ネットワーク	デート DV 予防教育普及及び自立に向けた基盤づくり	6,770,000 円

※決算額について

2019 年度募集事業の決定額は 312,890,000 円であるが、決算書における支払預保納付金支援支出金額の決算額は、309,867,000 円となっている。この差異である 3,023,000 円の内訳は以下のとおりである。

1. 7 団体から合計金額 3,936,000 円が返還予定となっている。
2. 2015 年度～2018 年度の預保納付金支援事業の助成金確定のための監査を行った結果、合計 913,000 円の未収金取り消し等の調整があった。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、助成事業の完了手続きに遅れが生じることが懸念されたため、助成契約書では事業完了日の 15 日以内に提出である 2019 年度の完了報告書の提出期限を 1 カ月繰り延べて、2020 年 5 月 15 日に変更した。よって 3 月末の収支状況には全ての事業の決算報告が反映されて

いない。5月末の時点で集計を行った結果、返還予定金額はさらに15,769,000円の追加となった。本年度においても、全事業において事業完了後に助成金確定の監査を行った上で、事業費総額を改めて確定させる。

・助成事業の概要

下記「預保納付金支援事業」ホームページ参照

<https://nf-yoho.com/projects/2019/>

(3) その他

該当なし